

f-JOY VISA カード 会員特約

第1条 (名称)

本カードは株式会社エフ・ジェイ エンターテインメントワークス(以下「甲」といいます)と九州カード株式会社(以下「乙」といいます)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「f-JOY VISA カード」(以下「カード」といいます)と称します。

第2条 (会員資格)

本特約および別途甲が定める f-JOY クレジット機能付ポイントカード会員規約並びに九州カード会員規約を承認のうえ入会の申込みをした方で、甲と乙が適格と認めた方を会員とします。

第3条 (会員資格の喪失)

1. 会員が、甲から、ポイントカード会員資格を取り消された場合には、クレジットカード会員としての資格も喪失するものとします。
2. 会員が、乙からクレジットカード会員資格を取り消された場合には、ポイントカード会員としての資格も喪失するものとします。
3. 乙の定める一定期間、カードによるクレジット利用がない場合、乙はカード更新を行わず、当該会員資格を喪失させることができるものとします。

第4条 (甲のサービスの利用)

1. 会員は、甲より、その提供する特典・サービスを受けることができます。
2. 会員が前項の特典・サービスを受ける場合には、甲の所定の方法に従うものとします。
3. 会員は、会員が乙の定める九州カード会員規約または付帯サービスの利用等に関する規定等に違反した場合、または甲が会員のサービス利用が適当でないと合理的に判断したときは、サービスを利用できない場合があります。
4. 甲が必要と認めた場合には、甲はサービスおよびその内容を変更することができます。

第5条 (本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に会員がカードを利用したときは、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、九州カード会員規約が適用されます。

第6条 (年会費)

カードの年会費については無料とします。但し、甲および乙が特に必要と認めた場合、会員に通知のうえ乙所定のカード年会費を負担いただく場合があります。

第7条 (本特約の優先的適用)

本特約の内容と九州カード会員規約の内容とが相違する場合、本特約が優先して適用されるものとします。

第8条 (その他)

カードに入会申込をした方は、同時に f-JOY クレジット機能付ポイントカード会員規約に定める申込資格を備え、ポイントカードへの入会申込をしたものといたします。

以 上
(2020 年 6 月改定)

f-JOY クレジット機能付ポイントカード会員規約

第1条（会員資格）

1. f-JOY VISA カード会員（以下「会員」といいます）とは、本規約を承認の上、株式会社エフ・ジェイ エンターテインメントワークス（以下「甲」といいます）と九州カード株式会社（以下「乙」といいます）が発行するクレジットカード機能付ポイントカードの入会を申し込み、甲および乙が入会を承認した方をいいます。
2. 会員資格の取得日は、甲および乙が入会を承認した日とします。

第2条（カードの発行・貸与）

甲および乙は会員1名に対し、f-JOY VISA カード（以下「カード」といいます）1枚を発行し、貸与します。会員はカード発行後、ポイントの付与・利用ができるようになります。ただし、カード申込中であっても、会員が甲の運営する f-JOY アプリに登録し利用する場合は、カード発行前からポイントの付与・利用ができるようになります。

- (1) 会員は、カードの署名欄に自署し、善良なる管理者の注意をもってカードを使用・保管するものとします。
- (2) カードは、会員本人のみが利用できるものとし、会員本人以外に譲渡、貸与等することはできません。
- (3) カードの再発行は、カードの紛失・損傷等、乙が特に認めた場合に限りです。再発行の際は、会員は乙に対し、乙所定の手数料をお支払いいただきます。

第3条（ポイント）

甲の指定する店舗（以下「加盟店」といいます）における商品の購入代金またはサービスの利用代金に対し、ご来店のうえ、精算の際にカードをご提示いただいた場合のみ、甲所定のポイントを付与します。

1. ポイント付与の対象となる支払い方法は下記の通りです。
 - (1) 現金
 - (2) f-JOY VISA カード（第20条で規定する）の利用
 - (3) 甲指定の商品券またはギフト券の利用
 - (4) 甲所定のポイントの利用
 - (5) その他甲所定の支払方法
2. 精算時以降にカードのご提示またはお申し出された場合においてはポイントの付与ができません。
3. ポイントの付与は、原則として商品の購入またはサービスの利用後即時となります。ただし、商品の購入またはサービスを利用した日の翌日以降となるものがあります。
4. ポイント付与対象としない商品・サービスおよび役務は、以下の通りです。

金券類似物（切手、印紙、テレホンカード、商品券、チケット）、タバコ、金融商品、駐車場料金、その他甲が特に指定する商品・サービスおよび役務
5. 付与されたポイントは、有効期限が経過した場合は消滅します。なお、ポイントの有効期間は暦年管理とし、ポイントが付与された日の翌年12月末日までとします。有効期限が経過したポイントは、事前に通知することなく消滅し、甲はその一切の責を負いません。
6. 甲がポイントを付与した後に、対象取引について返品・変更、キャンセル、その他甲がポイントの付与を取り消すことが適当と判断する事由があった場合、甲は対象取引より付与されたポイントを取り

消すことができます。会員が次の各号のいずれかに該当すると甲が判断した場合、甲は会員に事前に通知することなく、会員の保有するポイントの全部または一部を取り消すことができます。また、累積ポイント数がポイントの取消によりマイナスとなった場合、会員はマイナス分のポイントを現金にて精算するものとします。

- (1) 違法または不正行為があった場合
- (2) 甲が定める規約・ルール等に違反があった場合
- (3) その他甲が会員に付与されたポイントを取り消すことが適当と判断した場合

7. ポイントおよびポイントお買物券の利用方法および利用範囲等は、以下の通りです。

- (1) 会員は加盟店にて 500 ポイントごとに 1 ポイント 1 円相当としてポイントを利用することができます。ただし、第 3 条第 4 項で規定する商品およびサービス、甲が指定する店舗および施設では利用することができません。
- (2) ポイントをご利用いただくためには、事前に会員情報の登録が必要となります。
- (3) 発行済みのポイントお買物券は、券面に印字された有効期限までご利用いただけます。なお、ポイントお買物券を額面以下のお支払いにご利用される場合、おつりはお返しできません。
- (4) 500 円未満のお支払いにポイントをご利用される場合、おつりはお返しできません。

8. ポイントを他者に譲渡または移行、他者名義のポイントとの合算はできません。

9. 同一名義で複数のカードをお持ちの場合でも、それらのポイントの合算はできません。

第 4 条(届出事項の変更)

- 1. 会員は、住所・氏名・電話番号等の甲および乙に対する届出事項を変更した場合、速やかにその旨を甲および乙所定の方法で届出るものとします。
- 2. 会員は、前項の届出を怠った場合、甲または乙からの通知または送付書類が延着または到着しなかった場合においても、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなすことに異議を述べないものとします。ただし、前項の届出事項の変更を行わなかったことについて、止むを得ない事情があると甲および乙が認めた場合は、この限りでないものとします。

第 5 条(カードの紛失・盗難)

会員は、カードを紛失または盗難にあったときは、直ちにその旨を甲および乙に連絡するものとします。

第 6 条(危険負担)

第三者によりポイントの利用がなされた場合、これによる損失は会員が負担するものとし、甲および乙は一切の責任を負わず損害の補償はいたしません。

第 7 条(会員資格の喪失)

会員は、次のいずれかに該当した場合、直ちに会員資格を喪失するものとします。なお、会員資格を喪失した場合、その時点での未使用ポイントはすべて失効します。

- (1) 入会時に虚偽の申告をした場合
- (2) 違法または不正行為があった場合
- (3) 故意による 2 重の入会申込を行った場合
- (4) 第 4 条 1 項に定める連絡を怠った場合
- (5) 第 20 条における会員の資格を喪失した場合
- (6) 虚偽の売上登録を行った場合

(7) 前各号の他、本規約に違反した場合

(8) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者に該当した場合

(9) その他、会員として不適当であると甲が判断した場合

第8条（退会）

1. 会員は随時退会できるものとします。退会に際しては、甲および乙所定の手続を行い、カードは返却していただきます。なお、退会時まで積み立てたポイントは消滅します。
2. 前項により当該会員に損害が生じた場合でも、甲および乙は一切の責任を負いません。

第9条（規約の変更・カードの終了）

1. 会員は、甲が本規約、特約またはサービス内容を変更・改定・廃止することを承諾するものとします。この場合、甲は、ウェブサイトその他相当の方法で公表または通知するものとし、公表または通知の際に定める効力発生日から新たな規約、特約またはサービス内容が適用されるものとします。
2. 会員は、甲が一定の告知期間を設けたうえでカードの運用を中断または終了することを、予め承諾するものとします。
3. 前2項により会員に何らかの損害が生じた場合であっても、甲および乙は一切の責任を負いません。

第10条（ポイント利用の一時停止）

1. コンピュータや通信回線等、ポイントシステムに障害およびメンテナンスの必要が生じた場合、一時的にポイント等各種サービスが利用できなくなる場合があります。
2. 天災その他非常事態時には会員への事前告知なしに、ポイントカードの利用を全部または一部休止させていただきます場合があります。
3. 前2項により会員に何らかの損害が生じた場合でも、甲および乙は一切の責任を負いません。

第11条（本人確認資料の提示）

第三者によるなりすましの防止の観点から、カードに署名がない場合、切替等によりカードへポイントを移行する場合、その他甲が必要と判断した場合、甲は、会員に対し、運転免許証等の本人確認資料の提示を求め、会員本人であることを確認することがあります。

第12条（個人情報の収集・保有・利用・提供）

1. 会員は、甲および甲の関係会社の商業施設運営・管理事業における会員に対するポイントサービスおよび顧客管理のため、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」といいます）を甲が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

会員が入会申込時または入会後に申告した氏名、年齢、生年月日、住所、電話番号、勤務先、住居状況、その他会員が届け出た事項、ポイント利用に関する利用日時、利用店舗名、利用金額、支払方法。

2. 会員は、甲が個人情報を乙から提供を受け、甲および甲の関係会社の商業施設運営・管理事業における会員に対するポイントサービスおよび顧客管理のために甲が保護措置を講じた上で共同利用することに同意します。

乙の会社情報は下記の通りです。

九州カード株式会社

住所：福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号

電話番号：092-452-4520

3. 甲は、第 13 条記載の利用目的のために、甲が業務を委託する会社に対し開示が必要な場合を除き、予め会員の同意を得ずに個人情報を第三者（第 15 条第 2 号記載の「共同して利用する者」を除きます）に開示しないものとします。

第 13 条（個人情報の利用）

会員は、甲が下記の目的のために個人情報を利用することに同意します。

- (1) 甲および甲の関連会社の商業施設運営・管理事業における宣伝物・印刷物・電子メールの送付等の営業案内・販売促進
- (2) 甲および甲の関連会社の商業施設運営・管理事業におけるマーケティング活動・商品開発
- (3) 甲の認める会社から受託して行う宣伝物・印刷物・電子メールの送付等の営業案内・販売促進

第 14 条（個人情報の公的機関等への提供）

会員は、甲が各種法令の規定により会員の個人情報の提出を求められた場合、およびそれに準じる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に会員の個人情報を提供することに同意します。

第 15 条（個人情報の共同利用）

甲は、会員の個人情報を以下の通り共同利用させていただく場合があります。

- (1) 共同して利用される個人情報の項目
 - ① 会社名、部署名、役職、住所、氏名、年齢、生年月日、連絡先等のご提供いただいた個人情報
 - ② 甲が管理、運営する施設での買い物履歴など（f-JOY カードポイント利用に関する利用日時、利用店舗、利用金額、支払い方法等に関する情報を含みます）の個人情報
- (2) 共同して利用する者の範囲
 - ① 甲および甲の関係会社
 - ② 甲または甲の関係会社が業務提携契約を締結している事業者（乙を含みます）
 - ③ 甲または甲の関係会社が業務受注した発注業者および甲または甲の関係会社が業務を委託した業務委託先業者
 - ④ 甲または甲の関係会社が管理、運営する施設に出店している事業者
- (3) 利用する者の利用目的

上記共同利用者が行う事業に必要な営業活動や契約の実現とともに、下記のような目的で個人情報を利用します。

 - ① 会員からのご意見、ご感想をいただくため
 - ② 会員からのお問い合わせや資料請求などに対応するため
 - ③ 市場調査や新しい商品、サービスなどの開発のため
 - ④ 各種イベント、セミナー、キャンペーンなどの案内および提供のため
 - ⑤ 電子メールサービスや刊行物などの発送のため
 - ⑥ 取り扱っている商品やサービスなどに関する情報の提供のため
 - ⑦ 管理、運営する施設において、各種情報の提供および連絡等を行うため
 - ⑧ その他連絡する必要があるときのため
- (4) 個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

株式会社エフ・ジェイ エンターテインメントワークス

f-JOY ポイントカード事務局

第 19 条に記載しております f-JOY カードウェブサイトのお問い合わせフォームよりご連絡ください。

第 16 条（個人情報の開示・訂正・削除）

1. 会員は、甲および乙に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。
 - (1) 甲に開示を求める場合には、第 19 条に記載しております f-JOY カードウェブサイトのお問い合わせフォームよりご連絡ください。
 - (2) 乙に開示を求める場合には、第 19 条記載の乙の窓口にご連絡ください。
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、甲は、速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第 17 条（本規約の不同意）

甲および乙は、会員が入会に必要な記載事項(申込書に会員が記載すべき事項)の記載を希望しない場合または本規約の内容の全部または一部を承認できない場合、入会をお断りすることがあります。ただし、第 13 条に同意しない場合でも、これを理由に甲および乙が入会をお断りすることはありません。

第 18 条（個人情報の利用中止の申出）

甲は、本規約第 13 条による同意を得た範囲で当該個人情報を利用している場合であっても会員から中止の申出があった場合は、それ以降の甲による利用を中止する措置をとります。中止の申出は、第 19 条に記載しております f-JOY カードウェブサイトのお問い合わせフォームよりご連絡ください。ただし、乙が会員に対して送付する請求書に同封される宣伝物・印刷物の抜き取りはできません。

第 19 条（お問い合わせ窓口）

1. 個人情報の開示・訂正・削除についてのお問い合わせや利用の中止、その他ご意見のお申し出は、下記 f-JOY カードウェブサイトのお問い合わせフォームよりご連絡ください。なお、クレジットカードに係るお問い合わせは下記の f-JOY VISA カード発行会社までお問い合わせください。

f-JOY カードウェブサイト：<https://f-joy.jp/inquiry>

【f-JOY VISA カード発行会社】

九州カード株式会社

住所：812-0011 福岡市博多区博多駅前 3 丁目 1 番 1 号

電話番号：092-452-4520

（電話受付時間 9:00～17:00 土日・祝日、年末年始除きます）

第 20 条（クレジット機能付ポイントカード等に関する特約）

会員がカードの入会申込とともに、クレジットカードの利用を申し込み、甲と提携する乙がこれを承認した場合は、ポイントカードの機能を併せ持つクレジットカードを発行します。

第 21 条（ウェブサービスに関する特約）

1. 会員が専用登録サイトで入会申し込みをした場合、甲が運営する「f-JOY（エフ・ジョイ）カード」ウェブサイト自動的に登録されるものとし、下記のサービスの提供をうけるものとします。会員は、甲が、サービスの内容を予告なく変更・改定すること、および一定の告知期間を設けたうえでサービスの中断または終了することを、予め承諾するものとします。

- (1) ポイントおよび失効するポイントの確認
 - (2) 利用履歴の確認
 - (3) ランク情報
 - (4) 会員の届出事項の変更
 - (5) 甲の企画する登録者限定のイベント
2. 前項のサービスの提供を希望しない場合、会員はウェブサイトにおいてサービス停止の手続きを行なうものとします。
 3. 専用登録サイト以外での入会申し込みを行なった場合でも、ウェブサイトが必要事項を登録することにより、同様のサービスを受けることができます。

(2026 年 9 月 24 日改定)

個人情報の取扱いに関する同意条項に係る特約

第1条（株式会社エフ・ジェイ エンターテインメントワークスへの個人情報の提供および共同利用に関する同意）

1. 会員および会員の予定者（以下総称して「会員等」という）は、九州カード株式会社（以下「当社」といいます）が保護措置を講じた上で、株式会社エフ・ジェイ エンターテインメントワークス（以下「甲」といいます）に対し、甲における会員管理を目的として、下記の情報を提供し、甲がこれを利用することに同意します。
 - (1) 九州カード会員規約等に基づき当社に届出のあった情報もしくは会員等が当社に提出する書類等に記載されている情報
 - (2) 本カードの申込により発行されるカードの番号および有効期限並びに変更後のカード番号・有効期限
 - (3) カード会員番号が無効となった事実（但し、その理由は除きます）
 - (4) カード会員資格の喪失（但し、その理由は除きます）
 - (5) 本カード申込に対する審査の結果（但し、その理由は除きます）
2. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、甲に対し、甲のポイントサービスの提供を目的として、下記の情報を提供し、甲がこれを利用することに同意します。
 - (1) 会員の本カードの利用に関する、利用日、利用金額、利用店名、商品名等の利用状況、契約内容に関する情報
3. 会員は、当社が保護措置を講じた上で、甲の商業施設運営・管理事業における、①新商品情報のお知らせおよび関連するアフターサービス、②市場調査および商品開発、③宣伝物および印刷物の送付を目的として、第1項(1)および前項(1)の情報を提供し、甲がこれらを共同利用することに同意します。
4. 会員等は、前項の同意の範囲内で甲が当該情報を共同利用している場合であっても、甲に対しその中止を申し出ることができます。下記 f-JOY カードウェブサイトのお問い合わせフォームよりご連絡ください。
f-JOY カードウェブサイト：<https://f-joy.jp/inquiry>

5. 本条により共同利用する個人データの管理責任者は、当社となります。

第2条（当社への個人情報の提供および共同利用に関する同意）

1. 会員等は、甲が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条1項記載の目的のために、下記の個人情報を提供し、当社がこれを共同利用することに同意します。
 - (1) 会員規約等もしくは会員等と甲間の契約等に基づき、甲に届出のあった情報または会員等が甲に提出する書類等に記載されている情報
 - (2) 甲における会員等の会員資格およびこれに関する情報
2. 会員は、甲が保護措置を講じた上で、当社に対し、「個人情報の取扱いに関する同意条項」第1条2項記載の目的および甲の商業施設運営・管理事業に関する宣伝物・印刷物の送付を目的として、前項(1)に定める個人情報を提供し、当社がこれを共同利用することに同意します。
3. 会員は、前項の同意の範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、当社に対しその中止を申し出ることができます。但し、カードまたはご利用代金明細書に同封されるご案内等の送付を除きます。中止の申し出は「個人情報の取扱いに関する同意条項」第10条1項記載の連絡先に行うものとします。
4. 本条により共同利用する個人データの管理責任者は、甲となります。

(2020年6月改定)